

静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針の一部改正に関する意見募集に寄せられた御意見と静岡県の考え方

※1件の御意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約させていただいております。

パブリックコメントにおける御意見（要約）	静岡県の考え方
<p>改正案だと、「過度に介護を行っている」及び「主たる介護者である」ことが条件となっている。</p> <p>①過度な介護をしているが主たる介護者でないケース ②過度でない介護をしているが主たる介護者であるケース ③過度でない介護をしており主たる介護者でもないケース</p> <p>では状況が改善されないことになってしまいます。</p> <p>子供たちの将来のためには、こうしたケースも支援したほうが良いと考えるため、明確な不整合が見えているのであれば、限定の条件を削除してはどうか。</p>	<p>今回の改正は、特に優先度が高いと認められる家庭を迅速に支援できるように検討を行いました。</p> <p>今後、改正後の指針を運用する中で、御意見をいただいたような家庭の支援の必要性が認められた場合には、さらなる見直しを検討してまいります。</p>